

令和8年5月27日

中津川市長 小栗 仁志 様

中津川市行政不服審査会

会長 木河 賢二

### 預貯金差押処分取消請求事件について（答申）

令和8年4月20日付けで貴職から受けた、中津川市長（以下「処分庁」という。）による令和7年9月24日付の預貯金差押えに関する処分（中税債第4号の103）についての審査請求（預貯金差押処分取消請求事件（令和7年度審査請求第2号））に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 第2 審査関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張の要旨

次に掲げる事由により、本件処分の取消しを求めるものである。

- (1) 中津川市付知町で暮らしていたときは、元妻に生活費を渡し、家計を任していた。生活に係わる支払い関係などは元妻が管理をしており、審査請求人は市県民税が支払われず未納となっていることは認識していなかった。
- (2) 税務課職員から支払いが滞っていることも一言も聞いたことがない。令和7年10月3日に届いた通達文書以外は、何も支払請求書など確認していない。
- (3) 令和6年9月より留置所拘置所から現在刑務所で生活しており、税務課職員とも直接話し合いなどもできない状態で、一方的に差押えしたと伝えられても、何の相談、それに対応させてもらえない状態である。

##### 2 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、次に掲げる事由により、処分庁に違法又は不当な点はないため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるものである。

納税義務者は請求人であり、妻に委任した納税の管理を怠っていたことは請求人の責任である。処分庁は、請求人に対し、催告ならびに納付相談、納税の通知を行ってきたが、滞納の解消はみられないままであった。令和7年度の調査において預貯金債権が発見されたため、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第75条から第78条に記載されている差押禁止財産には当たらないことを確認し、地方税法（昭和25年法律第26号）第331条に基づき差押えを行ったものである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 市民税の納税義務者等は、地方税法第294条第1号及び中津川市税条例（昭和26年条例第11号）第23条第1項により、「市内に住所を有する個人」に対して均等割額及び所得割額の合算額により課税すると規定されている。また、元妻に納税の管理を委任していたことについては、元妻は審査請求人の代理人に過ぎず、審査請求人の納税義務は免責されないものと判断できる。

(2) 弁明書「2 本件処分に至るまでの経緯（12）」によると、令和4年4月4日に審査請求人本人が来庁し、納付相談の結果、納付誓約書（債務承認書）を受理していることは、交渉記録に残っており、審査請求人は、未納金があり納付すべき義務があることを承認していると判断できる。

(3) 本件処分は預貯金の差押えであり、国税徴収法第75条及び第77条ないし第78条は除外し、同第76条に規定する「給与の差押禁止」に該当するか判断するものとする。

処分庁は、「第2 事実関係 1 関係法令等の定め（3）」で記述したとおり、令和元年9月26日の大阪高裁判決では、「預金債権に対する差押処分が、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合には、差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である」とされ、「同（4）」のとおり令和3年3月30日付け岐阜県税務課長通知（税第554号）が発出され、これを準用している。

審査請求人は令和6年9月から刑務所に収容されており、預貯金調査期間中に出入金の移動がなくても当然と考えられるため、行政不服審査法第33条に基づき証拠書類の提出を求めたが、処分庁は所持していないとの回答であった。なお、処分庁は、例えば、令和6年12月3日以前の預貯金が、実質的に差押えを禁止された給料等の債権に該当していたとしても、令和6年12月3日以降は出入金の移動がないことから、差押禁止財産には該当せず、預貯金債権に該当するものとしている。

以上のことから、令和6年12月3日の取引を最後に預貯金の出入金がないため、令和7年9月24日の預貯金差押えまでの期間における、給料等の債権には該当しないものと判断できる。

#### 第4 審査会の処理経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
令和8年4月20日	諮問書受理
令和8年5月18日	審議
令和8年5月18日	答申

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 審査会の判断

###### (1) 本件審査請求の争点

本件審査請求の争点は、審査請求人が納税の管理を元妻に委任していたことが納税義務者としての責務が免責されるか（争点1）、本件処分における差押えが国税徴収法第75条ないし第78条に規定する差押禁止財産に当たるか（争点2）である。

###### (2) 争点1について

第3の2（1）のとおり、市民税の納税義務者等は、地方税法第294条第1号及び中津川市税条例第23条第1項により、「市内に住所を有する個人」に対して均等割額及び所得割額の合算額により課税すると規定されている。また、審査請求人は令和7年10月3日に届いた通達文書以外は、何も支払請求書など確認しておらず、滞納の事実について認識していなかったと主張しているが、第3の2（2）のとおり来庁記録等が残っていることから未納金があり納付すべき義務があることを承認してい

ると判断できる。

よって、元妻に納税の管理を委任していたことについては、元妻は審査請求人の代理人に過ぎず、審査請求人の納税義務は免責されないものと判断できる。

### (3) 争点2について

国税徴収法第76条第1項は、給料等については、一定の金額に達するまでの部分は差し押えることができないと規定している。同条第2項は、給料等に基づき支払を受けた金銭についても、一定の限度で差押禁止を定めている。

令和元年9月26日の大阪高裁判決は、給料等が預金口座に振り込まれて預金債権になった場合であっても、預金債権に対する差押処分が、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合には、差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると判示している。

これを受け、岐阜県税務課長は令和3年3月30日付け通知（税第554号）により、「預貯金債権の差押えに係る基本的取扱方針」を定め、預貯金差押えの執行に際しては、直前に当該預貯金口座の取引履歴を3か月間程度徴取し、給与等の入金の有無について十分に確認することを求めている。

処分庁は、預貯金調査について、調査基準日を令和7年4月30日とし、照会対象期間を令和7年2月から令和7年5月までとして、預貯金債権の判明した金融機関に照会を行った。その結果、令和6年12月3日の取引を最後に出金がなく、入金も利息のみで移動がなかったと判断している。

令和6年12月3日の取引を最後に、令和7年9月24日の差押え時点までの間、預貯金口座に出入金の移動がないという事実は、以下の点を示唆している。

- ・ 審査請求人が刑務所に収容されていた期間中、給与等の新たな入金がなかったこと。
- ・ 預貯金口座が実質的に給与等の受取口座として機能していなかったこと。

したがって、令和7年9月24日時点で差し押えられた預貯金が、国税徴収法第76条に規定する給与差押禁止財産に該当するとは認められない。

処分庁が令和3年3月30日付け通知に基づき、調査基準日前の取引履歴を確認し、給与等の入金がないことを確認した上で差押えを実行したことは、適切な手続を踏んだものと評価できる。

## 2 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

## 3 結論

上記のとおり、本件審査請求について、当審査会は第1記載のとおり判断する。

## 第6 中津川市行政不服審査会委員

役 職	氏 名	備 考
会 長	木河 賢二	弁護士
委 員	熊本 淳	中京学院大学経営学部准教授
委 員	今井 文夫	人権擁護委員